

東京三弁護士会金融ADR申立チェックリスト

【必須提出】

- 申立書 … **5部**
- 相手方の履歴事項全部証明書（原本）… 1部
※申立人が法人の場合は、申立人の履歴事項全部証明書（原本）も 1部必要です

<弁護士を手続きに参加させる場合>

- 委任状（原本1通）

<親族を手続きに参加させる場合>

- 委任状（原本1通）
- 住民票（原本1通）

→続柄が記載されたものをご提出ください（マイナンバーの記載は不要）

<会社の従業員を手続きに参加させる場合>

- 委任状（原本1通）
- 従業員証またはこれに準じる書面（原本1通）

【任意提出】★いずれも**5部ずつ作成**ください

次のような書類の写しを提出していただくと、審理がスムーズになります。

- 契約書
- 契約申込書
- 取引明細書
- 領収書・受取証
- 預かり証
- 振込伝票
- 預金通帳
- 株券・債券等の有価証券
- 不動産登記簿謄本 （※不動産に抵当権などの担保を設定した場合など）
- 不動産評価証明書 （※不動産に抵当権などの担保を設定した場合など）
- 金融商品のパンフレット
- 目論見書
- 取引約款・規定
- 契約の前、契約の際に金融事業者から受け取った書類
- 電子メール、FAX、手紙、内容証明郵便などのやりとり